

特別セミナー

# 国際社会から見た日本の表現の自由とメディアの問題



国連特別報告者による日本の表現の自由への関与は、2013年11月に日本政府に提出された秘密保護法に対する国連の公式声明に始まる。講師はこの声明作成から今回の日本公式調査に至るまで、国連に情報提供して働きかけを続け深くかかわってきた。講義ではそのような背景に基づき、国連・国際社会から見た日本の表現の自由の問題について主に次の点について説明する。

- ▶ 特別報告者の日本調査での中間報告の内容とそれまでの国連からの勧告
- ▶ 国連勧告の基盤となる国際人権基準、国連人権機関の基本的な役割
- ▶ 海外メディアがどのように日本の表現の自由の問題を報じているか

## 講師 藤田早苗

英国エセックス大学人権センターフェロー。名古屋大学大学院国際開発研究科修了。エセックス大学で国際人権法学修士号、法学博士号取得後、学内非常勤講師、研究員などを務める。専門は国際人権法

**日付** 2016年12月13日（火）

**場所** 静岡県立大学国際関係学部棟  
3階 3317教室

**時間** 2限（10:40～12:10）  
開場：10:30

入場無料  
事前予約不要  
座席先着順

**お問い合わせ** 静岡県立大学 グローバル・スタディーズ研究センター 客員研究員 望月良憲  
mchzk.yoshi@gmail.com

主催 静岡県立大学大学院 国際関係学研究科附属 グローバル・スタディーズ研究センター